

議案第27号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）の一部を改正し、規定を整備します。

1 改正内容

(1) 区民税の非課税の範囲における扶養親族の適用範囲の見直し

扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者（国外居住者）であって次のいずれにも該当しない者を除外します。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(2) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長

所得税の住宅ローン控除の特例（消費税の10%への引き上げに伴う反動減対策の上乗せ措置として控除期間を13年間とする特例）を、新型コロナウイルス感染症対策として1年間延長する特例措置について、要件等が緩和されたうえでさらに1年間延長されました。

これに伴い、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する措置についても、同様に1年間延長します。

	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
改正案 経済対策として特例措置の期間を延長			○ 契約 (令和3年9月)	控除期間13年間(延長した3年間で消費税増税分を控除)														
			● 入居 (令和4年2月)	(令和3年9月末までに契約し、令和4年末までの入居が条件)														
コロナ特例 コロナの影響によりR2年中に入居ができなかった人に対する適用の弾力化		○ 契約 (令和2年9月)	控除期間13年間(延長した3年間で消費税増税分を控除)															
		● 入居 (令和3年9月)	(令和2年9月末までに契約し、令和2年中に入居ができなかった場合、令和3年末までの入居が条件)															
消費税率10%への引き上げ時に、消費落ち込み対策として上乗せした措置	○ 契約 (令和元年10月)	控除期間13年間(延長した3年間で消費税増税分を控除)																
	● 入居 (令和元年12月)	(令和2年末までの入居が条件)																
消費税率8%への引き上げ時に、消費落ち込み対策として拡充した措置	○ 契約 (令和元年9月)	控除期間10年間										所得税で控除しきれなかった場合に、この図の矢印で示された年度分の住民税から控除される。所得税においては、入居年の所得税から控除が始まる。						
	● 入居 (令和元年12月)																	

### (3) 軽自動車税（種別割）グリーン化特例の見直し

グリーン化特例（環境性能の優れた軽自動車の種別割の税率を軽減する特例）について、以下のとおり見直しを行います。

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

適用年度：取得の翌年度分のみ

車種	現行（令和3年度）		改正案（令和4・5年度）	
	区分	軽減率	区分	軽減率
自家用 乗用車	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減		
	令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減		
営業用 乗用車	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成	50%軽減
	令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成	25%軽減
貨物 自動車	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	平成27年度燃費基準+35%達成	50%軽減		
	平成27年度燃費基準+15%達成	25%軽減		

※上記に加え、現行・改正案とも一定の排ガス性能を備えていることが必要。

※網掛け部分が改正のあったもの

### (4) その他規定の整備

- ① 扶養親族申告書等について、電磁的方法による提供が可能になったことに伴い規定を整備します。
- ② 公的年金等受給者の扶養親族申告書について、年齢30歳以上70歳未満の非居住者が扶養親族から除外されたことに伴い規定を整備します。
- ③ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を5年延長します。【令和4年度まで⇒令和9年度まで】

## 2 施行期日

- (1) 1 (1) 及び (4) ② 令和6年1月1日
- (2) 1 (4) ③ 令和4年1月1日
- (3) その他 公布の日

## 港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	区民税の非課税の範囲	均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者を除外	第11条	令和6年1月1日
2	区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書	所要の規定の整備	第23条の2	公布の日
3	区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	所要の規定の整備	第23条の3	公布の日及び 令和6年1月1日
4	特別徴収税額	所要の規定の整備	第35条の8	公布の日
5	退職所得申告書	所要の規定の整備	第35条の9	公布の日
6	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	適用期間の5年延長 令和4年度まで → 令和9年度まで	付則第3条	令和4年1月1日
7	軽自動車税の種別割の税率の特例	内容を見直したうえで適用期間の2年延長 令和3年度まで → 令和5年度まで	付則第6条	公布の日
8	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	所要の規定の整備	付則第6条の2	公布の日
9	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた者の住宅借入金特別控除を受けられる期間の1年延長	付則第18条	公布の日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項、第十五条第一号及び付則第二条の四第一項において同じ。)の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十一万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十三条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十一万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十三条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第三十五条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一〇三 (略)

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(中略)

(特別徴収税額)

第三十五条の八 第三十五条の七の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下この条、次条第二項及び第三項並びに第三十五条の十第一項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第三十五条の三及

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(中略)

(特別徴収税額)

第三十五条の八 第三十五条の七の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条、次条第二項および第三十五条の十第一項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号および次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第三十五条の三および第三十

び第三十五条の四の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三十五条の三及び第三十五条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第三十五条の七の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第三十五条の七の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第三十五条の三及び第三十五条の四の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第三十五条の九 (略)

2 (略)

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

五条の四の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三十五条の三および第三十五条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第三十五条の七の規定により徴収されたまたは徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第三十五条の七の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第三十五条の三および第三十五条の四の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第三十五条の九 (略)

2 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(中略)

付 則

(中略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)

(中略)

付 則

(中略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から令和四年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)



(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第八項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	二千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

第二号イ(2)	三千九百円	千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	二千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	三千円
第二号イ(3)イ	六千九百円 一万八百円	五千二百円 八千円
第二号イ(3)ロ	三千八百円 五千円	二千九百円 三千八百円

5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自

に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	三千円
第二号イ(3)イ	六千九百円 一万八百円	五千二百円 八千円
第二号イ(3)ロ	三千八百円 五千円	二千九百円 三千八百円

自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 | 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り、）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 | 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り、）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和四年四月一

日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

9| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(中略)

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特

5| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(中略)

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特

例)

第十八条 (略)

2) 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第二項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第三条の改正規定 令和四年一月一日
- 二 第十一条第二項及び第二十三条の三第一項の改正規定並びに次条第三項の規定 令和六年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)(第二十三条の二第四項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の港区特別区税条例(以下「旧条例」という。)(第二十三条の二第四項に規定する電磁的方法

例)

第十八条 (略)

による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、  
なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の三第四項の規定は、施行日以後に行う新条例  
第二十三条の二第四項に規定する電磁的方法による新条例第二十三  
条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適  
用し、施行日前に行った旧条例第二十三条の二第四項に規定する電  
磁的方法による旧条例第二十三条の三第四項に規定する申告書に記  
載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分  
の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、  
なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年  
度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。